

# 銚田都市計画

(銚田市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

茨 城 県

## 目 次

1. 都市計画の目標	銚田	1
1) 都市計画区域の名称及び範囲	銚田	1
2) 都市づくりの基本理念	銚田	1
3) 地域ごとの市街地像	銚田	3
2. 区域区分の決定の有無	銚田	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	銚田	5
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	銚田	5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	銚田	9
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	銚田	13
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	銚田	14

## 1. 都市計画の目標

### 1) 都市計画区域の名称及び範囲

名 称 : 鉾田都市計画区域

範 囲 : 鉾田市の全域

### 2) 都市づくりの基本理念

本区域は、県の東南部、鹿行地域に位置し、東京都心から 90 k m 圏内にあって、東に鹿島灘を望み、南は北浦、北は潤沼に面している。

かつては、東北・常陸地方と江戸を結ぶ水上交通の要衝として栄えたが、近年、国道 51 号等の主要な幹線道路や鹿島臨海鉄道大洗鹿島線などの広域的な交通網の整備が進められ、水戸や鹿島臨海工業地帯との連携が強まり、産業などの安定した成長が見られるほか、商業・業務をはじめとする都市機能の充実が進みつつある。

また、歴史的・文化的遺産も豊富で、縄文時代の遺跡や住居跡、古墳が広い地域から発見されているほか、無量寿寺や巖島神社をはじめ神社仏閣も多くあり、大蔵山福泉寺に安置されている釈迦如来立像は国指定文化財となっている。

潤沼沿岸は大洗県立自然公園に含まれ、台地には平地林が多く残り、子生地区や椗山地区、二重作地区等は緑地環境保全地域や自然環境保全地域に指定されるなど良好な自然環境に恵まれている。また、海岸地帯は肥沃な土地と温暖な気候に恵まれ、メロンやいちご等の都市近郊型農業が盛んであり、北浦湖岸では稲作が中心に行われている。

今後、本区域を含む鹿行地域<sup>※</sup>は、美しい水辺景観と魅力的な観光資源、サッカーやサイクリングなどのスポーツをいかして交流人口を拡大させることが必要である。

また、本県が目指す「集約と連携」の視点に基づいた将来都市構造を実現するためには、都市機能の集約化と経済や産業の活性化、地域の個性ある発展と相互連携の強化、連携と交流を支えるネットワークの構築、自然環境の保全と共生などによる都市づくりが求められている。

さらに、東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害から得られた教訓を踏まえ、自然災害に対する安全性を高めるなど、災害に強い安心・安全な都市づくりが必要である。

これらを踏まえて、本区域は、次のとおり都市づくりを進める。

- 東関東農業フロンティアゾーン<sup>※</sup>として、数多くの農林水産物を安定的に生産出荷するとともに、6次産業化等による高付加価値化やICT等による生産性の向上を目指す。

※ 茨城県総合計画で設定した5地域と11のゾーン

- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

### 3) 地域ごとの市街地像

本区域における地域ごとの市街地像は次のとおりである。

#### ① 鉾田市街地地域

鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の新鉾田駅周辺や、鉾田環状線の周辺においては、幹線道路沿道を中心とする商業地の整備を進めるとともに、その後背地では良好な住宅地として居住環境の向上に努める。

鉾田川沿いや県道小川鉾田線沿道においては、店舗や住宅などが集積していることから、商業や居住環境の充実・保全を図る。

その他、住宅地においては、道路・公園等の都市施設の整備を進め、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の充実・保全を図る。

#### ② 旭市街地地域

旭総合支所を中心とする県道子生茨城線及び国道 51 号沿道においては、中学校や金融機関、商業店舗などの立地が見られ、旭市街地地域の中心となっていることから、道路・公園等の都市施設の整備を進め、商業や居住環境の充実・保全を図る。

#### ③ 大洋市街地地域

鹿島臨海鉄道大洗鹿島線大洋駅周辺から大洋総合支所周辺においては、国道 354 号を中心として店舗や住宅などが集積していることから、道路・公園等の都市施設の整備を進め、周辺の自然環境と調和した商業や居住環境の向上を図る。

また、大蔵工業団地地区については、計画的な市街地整備によって都市基盤施設が一体的に整備されており、今後も良好な生産環境の維持向上を図る。

#### ④ 工業系市街地地域

鉾田西部工業団地（上山鉾田工業団地 2 期開発）については、茨城空港と東関東自動車道水戸線の鉾田インターチェンジの間に位置することから、空港や高速道路等をいかして、生産基盤の整備と企業の立地促進を図る。

#### ⑤ 既存集落地域

既存集落については、地域の実情に応じて生活基盤整備を進め、居住環境の向上や活力の維持を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

### ① 経緯

本区域においては、これまで区域区分を定めず、農林漁業との健全な調和を図りながら都市づくりを進めてきたところである。

### ② 判断理由

良好な環境を有する市街地の形成については、公共投資を集約し、効率的・効果的な都市基盤施設の整備を行う必要がある。

また、本区域においては、東関東自動車道水戸線の整備による開発需要が見込まれることから、計画的な土地利用規制により、農地や緑地を保全する必要がある。

しかし、人口は引き続き社会減となっているほか、小売業年間販売額も減少していることから、急激な市街地拡散の可能性は低いと考えられる。

また、本区域では、これまで区域区分を行っていないものの、農地転用率は低い傾向にあり、農業振興地域の整備に関する法律、農地法や森林法などの他法令により、おおむねの保全が図られており、無秩序に市街化が進行する恐れは低いものと考えられる。

これらのことを踏まえると、区域区分を定める必要性は低い。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### a 商業・業務地

銚田市街地地域の新銚田駅周辺や県道小川銚田線沿道、水戸銚田佐原線沿道等に商業・業務地を配置する。

このうち、新銚田駅周辺と県道小川銚田線沿道は、都市機能の更新を行うことによって、にぎわいや活力のある都市拠点の形成を図る。

また、県道水戸銚田佐原線沿道においては、幹線道路に面した利便性をいかし、沿道サービス施設等の集積を図る。

###### b 工業地

計画的な工業地として、銚田西部工業団地、上山銚田工業団地、大蔵工業団地を配置する。

これらの工業地においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮しつつ、生産環境の維持・向上を図る。

なお、大蔵工業団地については、用途地域の指定を検討する。

また、東関東自動車道水戸線のインターチェンジ周辺等については、広域的な交通ネットワークの整備効果をいかし、地域経済を牽引する産業集積を進めるため、産業用地の開発を検討する。

###### c 住宅地

商業・業務地の周辺のほか、旭市街地地域と大洋市街地地域に住宅地を配置し、道路・公園・下水道等の都市施設の整備を図るなど、住宅地としての良好な環境の形成に努める。

なお、旭市街地地域の県道子生茨城線沿道、大洋市街地地域の国道354号沿道については、良好な居住環境の維持を図るため、用途地域の指定を検討する。

##### ② 土地利用の方針

###### a 土地の高度利用に関する方針

新銚田駅周辺や県道小川銚田線沿道の商業・業務地では、商業・業務施設の集約化による拠点性の向上や、駐車場の整備によるアクセス性の向上を図り、魅力的な商業・業務地への転換を進めることによって中心市街地の活性化に努める。

## **b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

なお、商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

## **c 居住環境の改善又は維持に関する方針**

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、既存の集落などの住宅地のうち、工場等が混在している地区や、商業施設や工業施設の立地が進むことにより混在の恐れのある地区においては、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、居住環境の維持・改善を図る。

土地区画整理事業等によって住宅団地の開発が行われた地区においては、地区計画制度等を活用し、良好な居住環境の維持を図る。

そのほか、航空機の離着陸ルートとなる地区等においては、関係機関と協力して引き続き航空機騒音対策を推進し、居住環境の改善を図る。

## **d 持続可能な都市づくりに関する方針**

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

## **e 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

市街地やその周辺に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

そのほか、緑地保全や都市緑化のための条例等の制定を促進するとともに、積極的な住民参加を促すため、支援体制の確立を図る。

#### f 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

#### g 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭隘道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上・下水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害や土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

#### h 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

北浦湖岸や涸沼湖岸の水辺と巴川など河川周辺の緑地や、台地上にまとまった平地林、鹿島灘沿岸に連なる保安林等は、本区域における自然環境の骨格を形成していることから、今後とも積極的にこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。

また、涸沼を中心とした大洗県立自然公園地域や、玉沢地区、樺山地区の自然環境保全地域、徳宿城跡地区や諏訪地区、新宮地区、子生地区、二重作地区、八幡地区における緑地環境保全地域については、今後とも積極的にこれらの自然環境や景観の保全に努める。

**i 良好な景観の保全及び創出に関する方針**

海岸、湖沼、河川などの水辺空間や、斜面林、平地林などの緑地における潤いのある自然的景観のほか、農村集落、農地、農林業施設、屋敷林などの伝統的な農村景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と創出を促進する。

また、自然的景観との調和や眺望の確保に配慮しながら、魅力的で賑わいのある市街地景観、歴史的建築物が集積する街なみや、貴重な文化財による歴史・文化的景観など、地域特性に応じた美しい景観資源の保全と活用を促進する。

**j 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針**

既存集落等において、生活利便性の向上や活力の維持を図るための地区計画制度や、良好な居住環境の形成を図るための特定用途制限地域など、地域の実情に応じた適切な制度の活用を検討する。

また、用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある地域においては、特定用途制限地域などを活用し、秩序ある土地利用を推進する。

なお、商業・業務地等の土地利用を図る必要がある場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、用途地域の指定や地区計画制度の活用等を検討する。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における主な交通施設は、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線と、国道 51 号、354 号などの広域幹線道路である。

本区域においては、モータリゼーションの進展に伴って増大した交通量に対応するため、区域内外の都市拠点間を連絡する幹線道路等の整備が進められているところである。

今後、東関東自動車道水戸線の整備効果や隣接する茨城空港の開港に伴う都市化の進展が予想されることから、交通を円滑に処理し、日常生活や産業活動の利便性、安全性を高めることが必要である。

また、東日本大震災などの経験をいかし、災害に強いみちづくりの実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

そのため、本区域においては、東関東自動車道水戸線や国道 51 号、都市計画道路銚田環状道路を中心に、都市間を結び市街地の骨格を形成する幹線道路網の整備・充実により広域交通ネットワークを構築し、都市間連携の強化を図る。また、大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進める。

さらに、道路交通の混雑を緩和し都市環境の改善を図るため、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、市街地間を連絡する路線バスなど公共交通機関の積極的な利用を促すなど、総合的な交通体系の構築を推進する。

そのほか、コンパクト+ネットワークを推進するため、バスなどの公共交通機関と連携するとともに、安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークの整備やにぎわいのある歩行空間の形成を図るなど、誰もが安心して快適に外出や移動ができる交通環境の充実や歩きたくなるまちなかの創出を図る。

なお、長期にわたり未着手の都市計画道路については、交通ネットワーク、道路整備上の課題や代替道路の有無などについて検証し必要な見直しを行う。

##### イ 幹線街路網の整備水準の目標

本県の市街地における幹線街路網の整備水準は、良好な市街地として望ましいとされる道路網密度  $3.5\text{km}/\text{km}^2$  を踏まえて、令和 17 年度の整備目標を次のとおり定め、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて街路網の整備を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
都市計画道路（幹線街路） 整備密度 ( $\text{km}/\text{km}^2$ )	全区域： $1.5\text{km}/\text{km}^2$ (本区域： $1.6\text{km}/\text{km}^2$ )	全区域： $2.0\text{km}/\text{km}^2$

※都市計画道路（幹線街路）整備密度：(都市計画道路（幹線街路）整備延長) / (市街地面積)  
※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

**b 主要な施設の配置の方針**

**1) 自動車専用道路**

本区域においては、東京と水戸を連絡する東関東自動車道水戸線を配置する。

**2) 主要幹線街路**

自動車専用道路と連携し、本区域内外の都市拠点間を連絡する主要幹線街路として、国道 51 号、354 号、県道水戸鉾田佐原線、茨城鹿島線、都市計画道路鉾田環状線等を配置する。

**3) 都市幹線街路**

主要幹線街路を補完し、区域内の市街地を結ぶ都市幹線街路として、都市計画道路当間韮負線、新鉾田駅前線、新町西台線等を配置する。

**4) その他**

交通の結節点となる鉄道駅において、交通処理の円滑化を図るため、駅前広場の整備を促進するとともに、駅舎や駅周辺における交通施設等のバリアフリー化を図る。

また、駅周辺や中心市街地において駐車場需要に対応するため、駐車場の整備を図る。

**c 主要な施設の整備目標**

現在、整備中又はおおむね 10 年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

交通施設名	路線・施設名等
自動車専用道路	1・3・1 鉾田茨城線（東関東自動車道水戸線）
	1・4・2 潮来鉾田線（東関東自動車道水戸線）
都市幹線街路	3・3・7 当間韮負線

## ② 下水道及び河川

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### 1) 下水道

下水道の計画については、農業集落排水や合併処理浄化槽などを含めた汚水処理施設を、それぞれの特性や地域の実情に応じて適切に配置することにより、汚水処理の早期概成を推進する。また、人口減少に伴う使用料収入や職員数の減少、既存施設の大量更新期の到来などに備え、持続可能な事業運営を推進する。

下水道の整備については、汚水処理の早期概成を目指し、人口や産業の集積状況などから優先順位をつけ整備を推進するとともに、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い、持続的な下水道機能の確保や維持管理を含めたトータル費用の低減を図る。

市街地の雨水の排除については、近年の集中豪雨などを踏まえ、放流河川の整備と十分に整合を図り、排水施設の整備を進める。

##### 2) 河川

河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

また、河川流域において、親水性などをいかした憩いや交流の場の整備を進めるとともに、水質の浄化や水辺環境の保全など、環境にも配慮した総合的な河川整備を進める。

#### イ 下水道の整備水準の目標

本区域における下水道の整備水準は、汚水処理施設の早期概成を目指すため、農業集落排水施設や合併浄化槽の整備と連携・役割分担したうえで、下水道普及率の目標を次のとおり定め、この実現に向けて下水道の整備を推進する。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 22 年度 (汚水処理整備完了時)
下水道普及率 (%)	4.7%	19.0%

※下水道普及率は、銚田市全域を対象。  
下水道普及率 = (下水道処理人口) / (行政人口)

### b 主要な施設の配置の方針

##### 1) 下水道

本区域の汚水処理については、汚水処理施設の相互連携を図りながら、下水道への確実な接続を促進しつつ、計画的な整備を着実に進めることにより、未普及地域の解消を図る。

さらに、市街地の雨水排除については、河川や農業関連の計画と調整を図り、ポンプ場や雨水管渠、調整池等の整備を進める。

## 2) 河川

本区域の河川は、利根川水系と那珂川水系に属しており、主要な河川として、北部に大谷川、中央に巴川や鉾田川、長茂川等があり、市街地の雨水はこれらの河川に排水されている。

これらの河川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川改修など適切な治水対策を進める。

### c 主要な施設の整備目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な施設（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種別	施設名等
単独公共下水道	鉾田公共下水道

※単独公共下水道：下水を排除し、処理するもので、市町村自ら処理場を設置管理するもの

## ③ その他の都市施設

### a 基本方針

人々の健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、ごみ処理場や汚物処理場などの都市施設については、社会情勢の変化などを勘案し適切な配置と整備に努める。

また、既存施設を有効活用するため、設備の更新や計画的な点検、補修による長寿命化を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### 1) ごみ処理場

ごみ処理場については、1か所（鉾田市鉾田クリーンセンター）を配置する。

#### 2) 汚物処理場

汚物処理場については、2か所（鉾田市汚泥再生処理センターエコパーク鉾田、鉾田市大洋サニタリーセンター）を配置する。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、これまでに新鉾田駅前地区や新鉾田駅西地区における土地区画整理事業が行われてきた。

今後は、既成市街地において都市機能の更新や居住環境の改善、防災性の向上を図る必要がある地区や、市街地における農地及び工場跡地などの低・未利用地について、土地区画整理事業をはじめとする適切な整備手法の導入を検討し、良好な市街地の形成を図る。

また、幹線道路の整備進展などにより、工業や商業・業務など都市的土地利用への転換に対する需要の高まりが予想される区域では、土地区画整理事業等による基盤整備を検討し、都市機能の集約による良好で計画的な市街地形成を図る。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、東側に太平洋、南側に北浦、北側が国際的に重要な湿地を指定するラムサール条約締約国会議で登録されているとともに大洗県立自然公園に指定されている涸沼に面しており、北浦や涸沼湖岸、巴川などの河川沿いに平坦な低地が広がっているほかは、おおむね平坦な台地が広がっている。

主な緑地は、北浦湖岸や涸沼湖岸の水辺と河川周辺の緑地や台地上にまとまった平地林、鹿島灘沿岸に連なる保安林等であり、特に、自然環境保全地域に指定されている縦山地区、玉沢地区、緑地環境保全地域に指定されている諏訪地区、徳宿城跡地区、新宮地区、子生地区、八幡地区、二重作地区など貴重な緑地が存在する。

また、銚田総合公園、旭スポーツセンター、くぬぎの森スポーツ公園などが整備され、住民の憩いの場として利用されている。

これらの自然的環境は、都市において、環境への負荷の軽減や人々のレクリエーション及び住民等の日常的な自然との触れ合いの場の確保、また、災害に対する防災性の向上や良好な自然景観の構成といった観点から、重要な役割を果たしている。

このため、本区域の都市づくりにおいては、森林法など他の法令との連携を図りながら、都市計画法による地域地区の指定など計画的な土地利用を進めることにより緑地の保全や地域に存在する希少種の保護など、生物多様性の保全への配慮に努めるとともに、公園等を適正に配置し整備することによって、豊かな水と緑に包まれた潤いのある都市の形成を図ることとする。

##### イ 緑地の確保目標水準

本県における都市公園の確保目標水準は、住民1人当たりについて望ましいとされる都市公園の敷地面積  $10\text{m}^2/\text{人}$  以上を目標とし、地域の実情を踏まえつつ、この実現に向けて都市公園の整備又は保全を図る。

目標を定める指標	平成 27 年度 (基準年)	令和 17 年度
1 人当たり都市公園面積 ( $\text{m}^2/\text{人}$ )	全区域： $9.4\text{m}^2/\text{人}$ (本区域： $8.7\text{m}^2/\text{人}$ )	全区域： $10\text{m}^2/\text{人以上}$

※1人当たり都市公園面積：(都市公園整備面積) / (都市計画区域人口)

※都市公園：都市公園法第2条の規定に基づく公園又は緑地

※全区域：ここでは、本県におけるすべての都市計画区域

## b 主要な緑地の配置の方針

### ア 環境保全系統

北浦湖岸や涸沼湖岸の水辺と巴川など河川周辺の緑地や、台地上にまとまった平地林、鹿島灘沿岸に連なる保安林等については、本区域における自然環境の骨格を形成しており、野生動植物の生息・生育地として、また、CO<sub>2</sub>の吸収や大気浄化等の環境への負荷の軽減などといった観点から重要なものであることから、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。

また、徳宿城跡などの貴重な歴史的資源や文化財と一体となった緑地を積極的に保全する。

### イ レクリエーション系統

住民の日常のレクリエーション需要に対応するため、街区公園などの住区基幹公園や農村公園などの整備を促進するとともに、人々の生活に密着した社寺境内地の保全を図る。

また、週末のレクリエーション需要に対応するため、スポーツ・レクリエーション機能を持った運動公園など都市基幹公園の整備を進めるとともに、鹿島灘海浜公園や鉾田総合公園などの利用を促進する。

### ウ 防災系統

地震や火災などによる都市災害に対応するため、災害時に住民の避難地となる公園・緑地を確保して一次避難地や広域避難地の拡充を図るとともに、延焼遅延効果がある緑地や農地の保全を図る。

斜面崩壊などの自然災害に対応するため、台地と低地の間に連なる斜面林の保全を図る。

### エ 景観構成系統

市街地の周辺に残された緑地など自然的な景観を維持するため、台地と低地の間に連なる斜面林や、北浦等の湖沼、海洋と一体的な景観を構成する緑について保全を図る。

また、潤いのある都市景観を創出するため、幹線道路等の緑化に努める。

さらに、本区域内に点在する集落地の屋敷林や社寺林など昔ながらの安らぎをもたらす景観の保全に努める。

そのほか、海岸防風林など自然的な景観の保全を図る。

## c 実現のための具体の都市計画制度の方針

### ア 公園緑地等の整備目標及び配置方針

#### 1) 広域公園

広域公園については、鹿島灘海浜公園の整備を進める。

2) 運動公園

運動公園については、旭スポーツセンターを配置する。

3) 総合公園

総合公園については、銚田総合公園を配置する。

4) その他の公園緑地等

その他の公園緑地として、街区公園などの住区基幹公園、風致公園などの特殊公園、都市緑地などを適切に配置し、その整備を図る。

イ 緑地保全地域等の指定目標及び指定方針

1) 風致地区

台地上の平地林や台地をふちどる斜面林、北浦や巴川等の水辺の緑地などにおいて、良好な自然的景観を形成している地区については、都市の風致を維持するため、風致地区制度の活用を検討する。

2) 緑地保全地域・特別緑地保全地区

市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものについては、緑地保全地域等の活用を検討し、特に良好な景観形成にとって重要なものや社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、特別緑地保全地区制度等の活用を検討する。

d 主要な緑地の確保目標

現在、整備中又はおおむね10年以内に整備に着手することを予定する主要な公園緑地等（都市計画施設）は、次のとおりとする。

種 別	施設名・地区名等
公園緑地等	
都市計画公園	鹿島灘海浜公園